

(仮称)西東京市文化芸術振興計画(素案)

平成23年8月

西東京市

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 文化芸術振興の基本的な考え方..... | 4 |
| 1. 基本的な考え方 | 4 |
| (1) 目指すべき姿..... | 4 |
| 2. 計画の概要 | 5 |
| (1) 計画の位置づけ..... | 5 |
| (2) 計画期間..... | 5 |
| 第2章 文化芸術振興の背景..... | 8 |
| 1. 文化政策を取り巻く状況 | 8 |
| (1) 国の動向..... | 8 |
| (2) 東京都の動向..... | 9 |
| (3) 西東京市のこれまでの取組..... | 9 |
| 2. 西東京市の現状と課題 | 10 |
| (1) 西東京市の概況..... | 10 |
| (2) 西東京市の文化芸術に関する現状..... | 10 |
| (3) 文化芸術振興への課題..... | 14 |
| 第3章 文化芸術振興施策の体系..... | 19 |
| 1. 基本方針の考え方 | 21 |
| 2. 「施策」の進め方 | 22 |
| 第4章 文化芸術振興に向けた施策の展開..... | 25 |
| 方針1 「参加のきっかけづくり」 | 25 |
| 方針2 「市民が活動しやすい環境づくり」 | 33 |
| 方針3 「伝統文化等の継承」 | 37 |
| 方針4 「文化芸術を担う人づくり」 | 39 |
| 方針5 「交流による活動の拡大・活性化」 | 43 |

| | | |
|-----|--|----|
| 第5章 | 計画の推進に向けて..... | 50 |
| 1. | 推進・管理のための体制..... | 50 |
| 2. | 進行管理..... | 51 |
| | (1) PDCAサイクルによる進行管理..... | 51 |
| | (2) 進行管理への市民参加の推進..... | 52 |
| 3. | 財源の確保..... | 52 |
| 4. | 国や他機関との連携..... | 52 |
| 資料編 | | 54 |
| 1. | 西東京市文化芸術振興計画策定過程..... | 54 |
| | (1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱..... | 54 |
| | (2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿..... | 55 |
| | (3) 推進委員会における会議等の経緯..... | 56 |
| | (4) (仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会..... | 57 |
| | (5) 庁内検討会における会議の経緯..... | 57 |
| | (6) 実施調査概要..... | 58 |
| | (7) 西東京市で平成22年度に実施した文化芸術振興関連事業の概要..... | 59 |
| 2. | 関連法規等..... | 60 |
| | (1) 文化芸術振興基本法..... | 60 |
| | (2) 西東京市文化芸術振興条例..... | 65 |

はじめに

西東京市は「一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまち」を目指して、平成 22 年 4 月 1 日に「西東京市文化芸術振興条例」を施行しました。

この条例の基本理念を計画的に進めるに当たり、市では平成 22 年 8 月に「西東京市文化芸術振興推進委員会」を設置して、平成 23 年 3 月に本委員会より「西東京市文化芸術振興計画への提言」を受けました。

「西東京市文化芸術振興計画への提言」の基本的な考え方を踏まえ、かつ、西東京市の文化芸術振興施策について総合的に推進するために、「西東京市文化芸術振興計画」を策定しました。

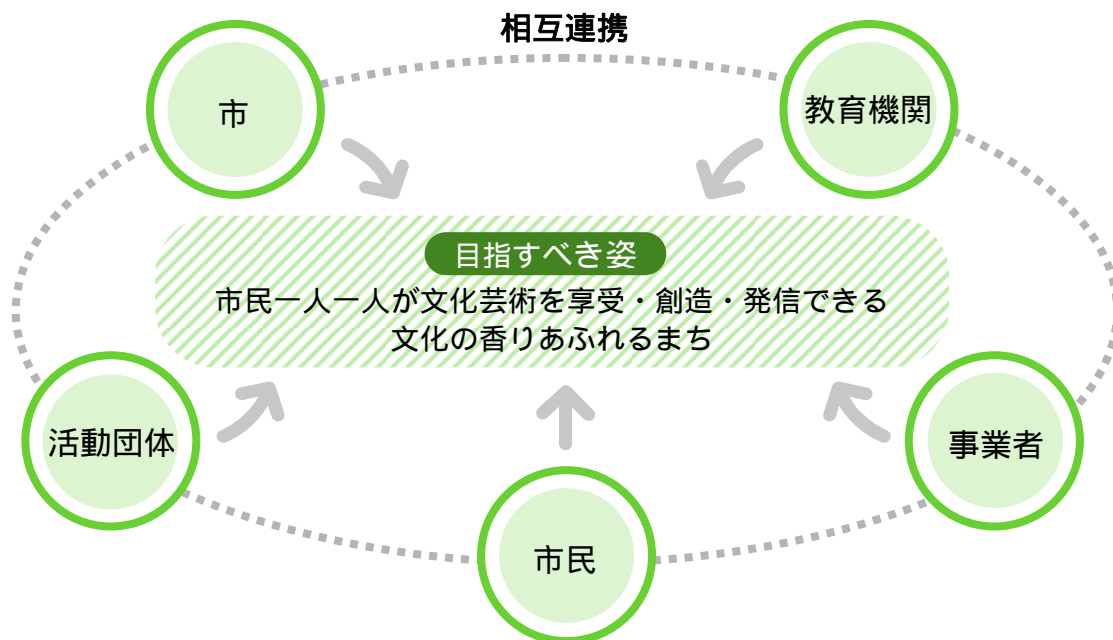
第1章 文化芸術振興の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 目指すべき姿

西東京市は文化芸術の振興を図るために、「目指すべき姿」を設定し、市・市民・活動団体等で共有し、一丸となって取組を進めていきます。

(西東京市では、市内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体を活動団体と定義します。)



西東京市文化芸術振興条例は、基本理念を以下のように定めています。

文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

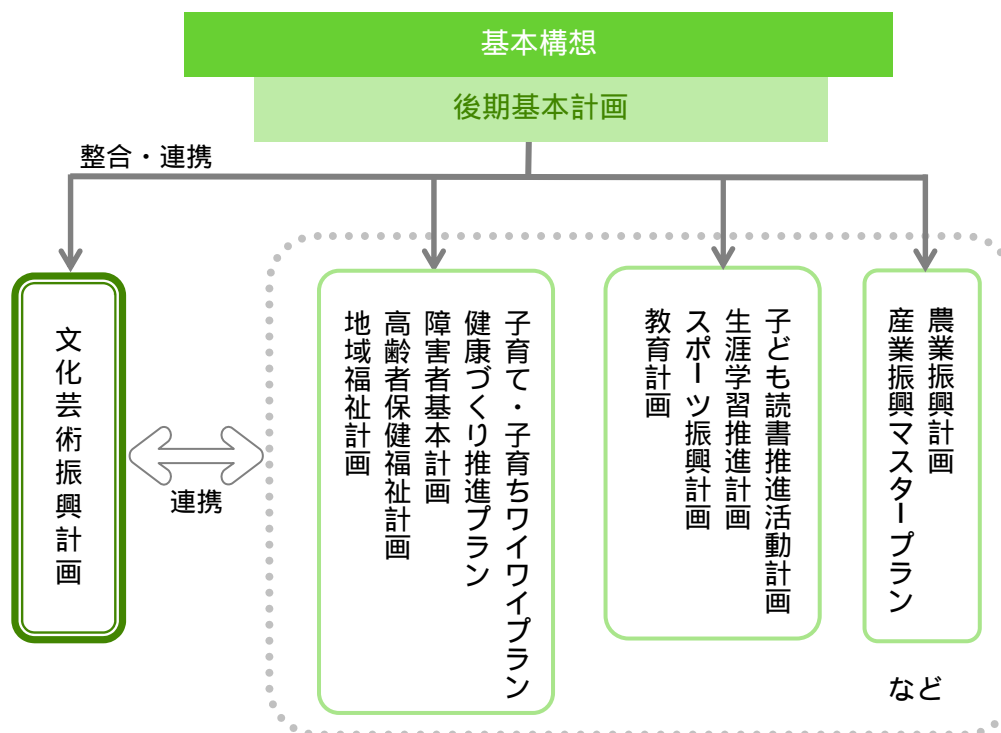
本条例の基本理念を踏まえ、本計画では目指すべき姿を「市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち」としました。

様々なライフスタイルを持つ市民の一人一人が心豊かに、潤いをもって生活をする中で、まち全体を活性化できるような、文化芸術を振興する計画を目指します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は、本市の「西東京市基本構想」(平成16年度～平成25年度)、「後期基本計画」(平成21年度～平成25年度)の分野別計画として定めるもので、関連する各計画との整合を図ります。



(2) 計画期間

本計画は、西東京市の全ての計画の基本となる総合計画の基本構想・基本計画の期間と整合性を図るため、平成24年度から平成30年度までの7年間を計画期間とします。

本計画の実施に当たっては、「前期・中期・後期」の三段階に分け、直ちに取り掛かれるものに着手(初期での実施)し、事前の調査や準備が必要なものについては、中期以降での実施を目指します。また、後期の段階では、計画項目の進捗状況、成果等を考慮し、施策の見直し・変更等も視野に入れるものとします。

| 平成年度 | 計画期間 | | | | | | |
|--------------|-----------|----|-----------|----|----|----|----|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 文化芸術振興計画 | 前期 | | 中期 | | | 後期 | |
| 総合計画 | | | | | | | |
| 基本構想 | 平成16～25年度 | | | | | | |
| 後期基本計画 | 平成21～25年度 | | | | | | |
| 第2次基本構想・基本計画 | | | 平成26～35年度 | | | | |

第 2 章 文化芸術振興の背景

1. 文化政策を取り巻く状況

(1) 国の動向

文化施策の取組

わが国では、昭和41年に文部省内に文化局が設置され、その2年後に文化財保護委員会と統合され文化行政の中心を担う文化庁が発足しました。

昭和50年代には、地方自治体において「行政の文化化¹」や「地方の時代」が唱えられ、都道府県や政令指定都市等大都市において、文化振興担当部局が設置され、自治体全体として総合的な文化振興が進められました。

この流れの中で、公共による文化的な街並み・景観・生活環境をつくる事業等が精力的に展開されたほか、民間企業においても、メセナ活動²への機運が高まり、社団法人「メセナ協議会」が設立され、芸術振興の民間の拠点が形成されました。

文化芸術振興基本法の制定

国は、平成13年12月に文化芸術振興のための基本的な法律となる「文化芸術振興基本法³」を制定し、文化芸術振興に関する国・地方自治体の責務を明らかにするとともに、「地域の特性に応じた」自立のかつ主体的な文化芸術施策を地方自治体に求めています。

国は、平成23年度から概ね5年間を対象期間とする第3次基本方針を策定していますが、その中で、文化芸術振興に当たっての基本的視点として、「成熟社会における成長の源泉」、「文化芸術振興の波及力」、「社会を挙げての文化芸術振興」の3つの視点を示しています。

文化芸術振興に当たっての基本的視点(第3次基本方針)

(1) 成熟社会における成長の源泉

- ・文化芸術への公的支援を、社会的必要性に基づく戦略的な投資としてとらえ直す
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会的関係資本の増大を図る観点から公共政策としての位置づけを明確化する
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を展開する

(2) 文化芸術振興の波及力

- ・教育、福祉、まちづくり、観光・産業など幅広い領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策を展開する
- ・雇用拡大・地域活性化を図り、わが国の文化的存在感を高める観点から、強みを生かした施策を戦略的に展開する

(3) 社会を挙げての文化芸術振興

- ・個人、企業、NPO・NGOなどの民間団体などの各主体がそれぞれの役割を明確化しつつ、相互の連携化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る

¹ 行政の文化化：行政全体を文化の視点で問い直すという考え方

² メセナ活動：企業が行う文化活動あるいは文化支援活動のこと。

³ 文化芸術振興基本法：文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的とする。

近年の動向

近年では、日本のアニメ文化が世界中で注目を集める等、日本の文化芸術は、古くからの優れた伝統文化のみならず、「クール・ジャパン⁴」とも称され世界的に高い評価を得ているメディア芸術等の現代文化に至るまで、多様な広がり豊かさを内包しています。

(2) 東京都の動向

東京都文化振興指針の策定

東京都では、「文化芸術振興基本法」の制定や公の施設への指定管理者制度の導入等、文化を取り巻く環境の新しい動向に対応するため、平成17年2月、都の文化施策に関する幅広い議論の場として、各分野のアーティストや有識者等による「東京都の文化施策を語る会」を設置しています。そして、翌年出された提言を踏まえて、世界が東京に文化的な魅力を感じ、都民が文化的豊かさを誇ることができ、文化創造の基盤が充実した「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して「東京都文化振興指針」を策定しています。

(3) 西東京市のこれまでの取組

西東京市の文化芸術振興施策についての提言

平成17年に西東京市の文化及び芸術を振興する施策について市民の意見を聴くため、西東京市文化芸術振興施策懇談会を設置し、平成18年9月に「西東京市の文化芸術振興施策について」提言(以下、懇談会提言)を受けました。

この懇談会提言の基本理念は、文化芸術の享受と創造への支援、市民の主体性を保障、地域文化芸術の振興の3本を柱として、市民と市の役割を明確にし、市民参加を中心とした事業実施に当たり、条例の制定が必要であるというものでした。

西東京市文化芸術振興条例の制定

市では、懇談会提言を踏まえ、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、平成22年4月に「西東京市文化芸術振興条例」(以下、条例)を施行しました。

この条例は、国の「文化芸術振興基本法」の規定に基づき、西東京市における基本理念や重点目標を定め、市民、市、市内で活動する事業者、教育機関や活動団体等の役割を明らかにし、西東京市が文化芸術の香りあふれるまちとなることを目指し定めたものです。

各種調査による課題の把握

平成22年8月に条例に基づく推進機関として「西東京市文化芸術振興推進委員会」(以下、推進委員会)を設置しました。市では、文化芸術の振興に係る課題を把握するために、市民アンケート調査、文化芸術活動団体アンケート及びヒアリング調査、子供を対象としたアンケート調査及びワークショップ等を実施して、市民の文化芸術活動の現状と文化芸術活動に関するニーズを把握し、その結果について推進委員会で議論しました。

西東京市文化芸術振興計画への提言

懇談会提言や条例の趣旨の下、各種調査から浮かび上がった課題に対応するための「西東京市文化芸術振興計画への提言」が、平成23年3月に推進委員会より市へ提出されました。

⁴ クール・ジャパン：日本の文化面でのソフト領域が国際的に評価されている現象、又はそれらのコンテンツそのものを指す。具体的には、ゲーム・漫画・アニメなどを指す場合が多い。

2. 西東京市の現状と課題

(1) 西東京市の概況

西東京市は、平成13年1月21日に田無市と保谷市が合併して誕生しました。

このまちの歴史は古く、縄文時代には下野谷遺跡⁵に大集落が存在し、近世には江戸時代に青梅街道宿場町として栄える等、先人から受け継いだ貴重な遺産が残っています。戦後は、公団住宅等の建築が盛んに行われ、都営住宅の建設等により人口が徐々に増加しました。都内へのアクセスがよいため、他の地域からの流入人口が増え、現在では20万人都市として、飛躍的に人口が伸びています。

(2) 西東京市の文化芸術に関する現状

西東京市の文化芸術に関する施策

市内では、市民による自主的な文化及び芸術活動が盛んに行われおり、「市民文化祭」や「市民まつり」等、市民が主体的に活動できるイベントが発展してきました。更に、市民が様々な文化芸術に触れる機会を多く持つことができるように、市内各所で関連した事業を実施しています。

特に保谷こもれびホールでは、指定管理者制度を導入し、民間の経営方法や専門的な知識を活用して、文化芸術に特化した事業を展開しています。芸術性の高い各種ジャンルの公演、演奏や演劇等の鑑賞機会の提供、ワークショップ等の実施によって文化芸術活動の育成及び活性化を図り、更に市民が企画実施する事業に対する応援に努めています。

このことを更に充実させて、全ての市民が心豊かに楽しく、潤いを持って生活を営み、またそうした充足感で地域を活性化させるため、市では市民の多様なニーズを総括的に事業や施策に結びつけ、文化芸術の振興について計画的に推進していくこととしました。

西東京市の文化資源

市内には、過去から現在に至るまでの豊かな文化資源が集まり、市民はこうした文化資源を活用して、文化芸術活動を行っています。活動の機会であるイベントや文化施設等の環境、更にこの地域の文化財等について、西東京市の現状を地図で整理しました。

図1. 主な文化施設・イベントと交通ネットワークの現況

市内各所で様々なイベントが実施されています。市民の参加を支える市内の交通ネットワークは、鉄道2路線を横軸に、路線バスとはなバス⁶を縦軸ならびに放射軸に形成されています。

図2. 文化芸術関連施設の現況

市民の身近な施設で、文化芸術に関連する活動に参加できるようになっています。

図3. 文化財・公園・緑地の現況

神社仏閣や遺跡をはじめ、貴重な文化財が市内に数多くあることがわかります。

⁵下野谷遺跡：市内で発見された遺跡の1つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されており、見ることができる。

⁶はなバス：西東京市で運行しているコミュニティバスの愛称。既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応するため、公共交通空白地域を中心に西東京市内5路線を運行している。

図1．主な文化施設・イベントと交通ネットワークの現況
 (平成23年3月現在)

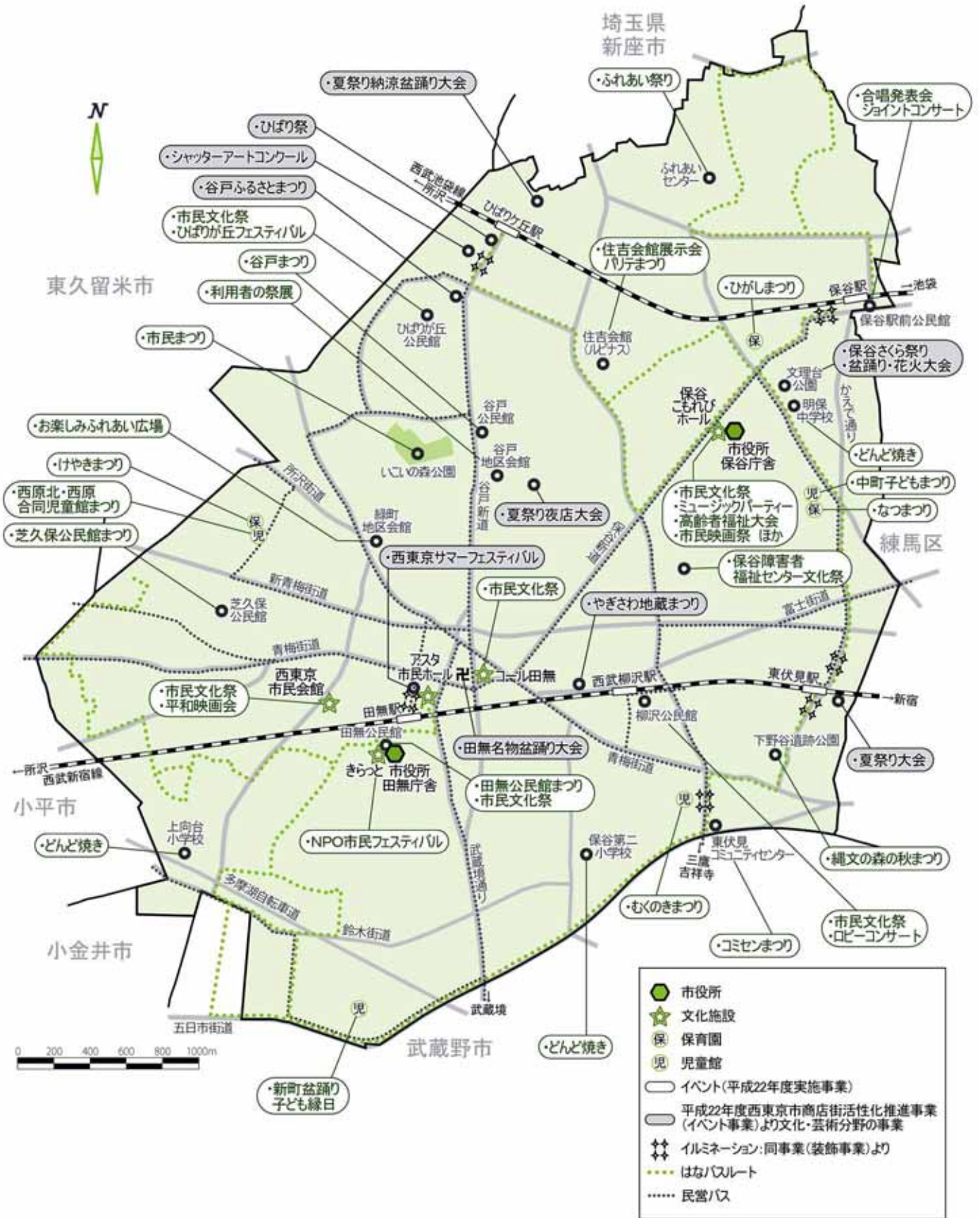


図2. 文化芸術関連施設の現況
(平成23年3月現在)

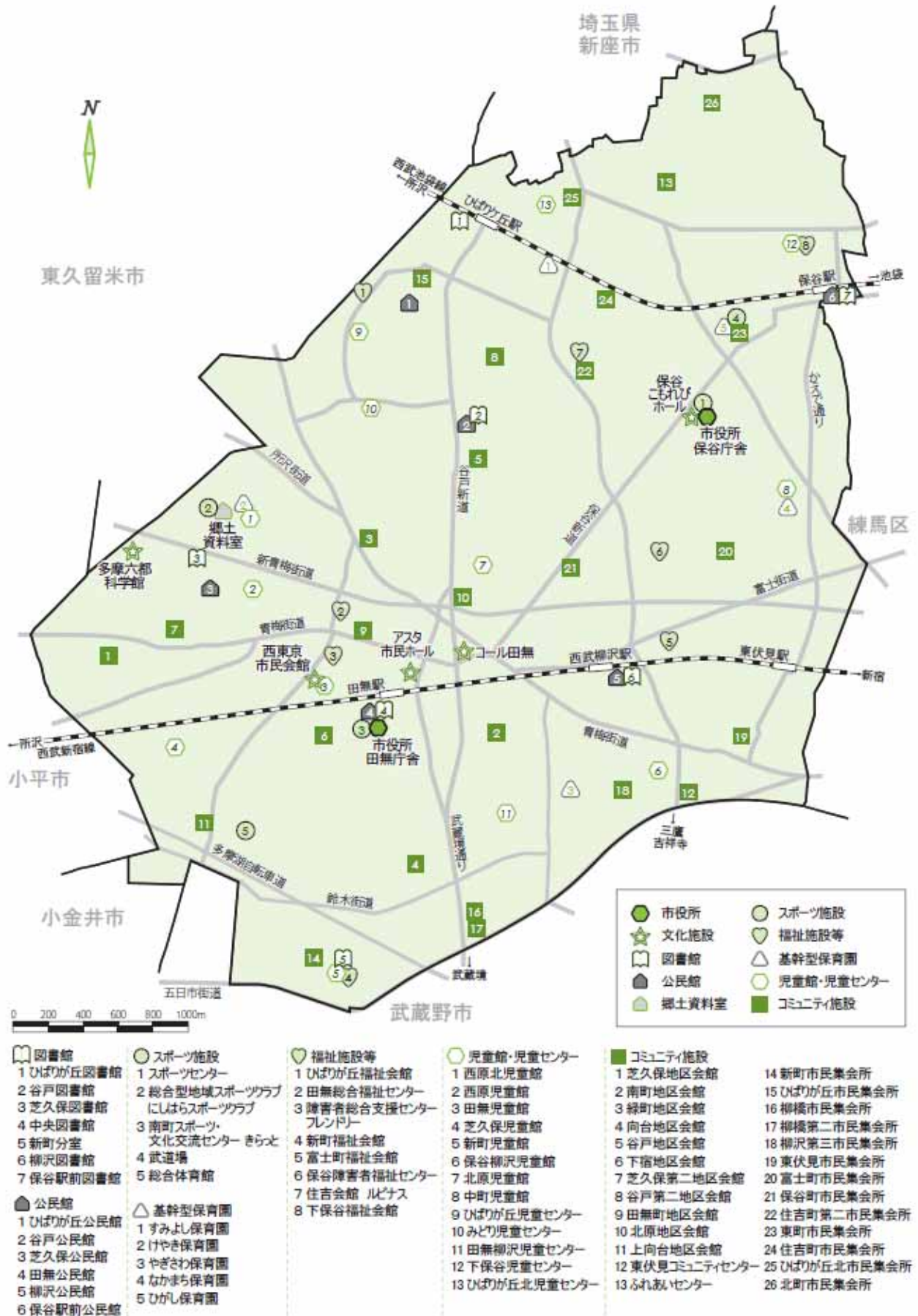


図3. 文化財・公園・緑地の現況
(平成23年3月現在)



- | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|
| <p>☩ 寺院</p> <p>1 福泉寺 2 東禅寺 3 如意輪寺 4 寶巖院 5 寶樹院 6 観音寺 7 總持寺 8 持宝院</p> <p>☩ 神社</p> <p>1 天神社 2 尉殿神社 3 田無神社 4 氷川神社 5 東伏見稻荷神社 6 阿波州神社</p> | <p>🏛️ 遺跡</p> <p>1 北宮ノ脇遺跡 2 上前遺跡 3 中荒屋敷遺跡 5 南入経塚遺跡 4 寶樹院 8 坂下遺跡 9 上保谷上宿遺跡 10 東伏見稻荷神社遺跡 11 下野谷遺跡 12 上向台北遺跡 13 下宿遺跡 14 下宿南遺跡 15 上向台西遺跡 16 田無南町遺跡</p> <p>※4・6は欠番</p> | <p>🏠 国・都・市指定文化財</p> <p>1 石幢六角地藏尊 2 田無ばやし 3 延慶の板碑 4 神倉 5 下田家文書 6 北芝久保庚申塔 7 養老田碑 8 養老畑碑 9 下田半兵衛富宅の木像 10 獅子頭(雄獅子・雌獅子) 11 高札 12 人馬賃銭御定メ掛札 13 葦山笠 14 十王堂一字建立の碑 15 玉井寛海法士の墓</p> | <p>16 撃刺家並木先生の墓 17 南芝久保庚申塔 18 地租改正絵図 19 文化九年 検地図 20 文字庚申塔 21 招魂塔 22 六角地藏石幢 23 青面金剛庚申像 24 又六石仏群 25 田無村御検地帳 26 真誠学舎関係文書 27 尉殿大権現 神号額 28 柳沢庚申塔 29 旧下田名主役宅 30 木彫彩色三十番神神像</p> | <p>31 木彫彩色俱利伽羅不動明王像 32 石製尾張藩旗標標杓 33 總持寺のケヤキ 34 田無神社のイチョウ 35 水子地藏菩薩立像 36 西浦地藏尊 37 六地藏菩薩立像 38 橋名大権現石造物群 39 石燈籠一対 40 奉納絵馬群 41 一文銭向い目絵馬二枚 42 菅原道真石像 43 観音寺の宝篋印塔 44 馬廻り市大絵馬 45 氏子中奉納題目塔二基</p> | <p>46 保谷囃子 47 岩船地藏尊 48 蓮見家文書 49 幕末の洋式小銃 国1 小金井サクラ 国2 玉川上水 都 田無神社本殿・拝殿</p> |
|---|---|--|--|--|---|

(3) 文化芸術振興への課題

西東京市の文化芸術を取り巻く現状やこれまでの取組、とりわけ懇談会提言や各種調査による課題の把握、推進委員会での議論等を踏まえ、西東京市の文化芸術の振興に係る課題を次のように整理しました。

西東京市の文化芸術の振興に係る8つの課題

多様なニーズに合わせた参加機会の提供
情報の効果的伝達と文化情報発信の仕組みづくり
活動場所の整備・充実と、施設を利用しやすい仕組みの構築
文化財の保存・継承と活用
文化芸術活動を担う人材育成
子供の文化芸術活動の場・機会の提供及び活動の促進
文化芸術活動を活発にするための活動団体、大学、事業者との連携
国際交流の促進

多様なニーズに合わせた参加機会の提供

市民アンケートによると、約4割の市民が文化芸術活動に参加していないとの回答がありました。一方、市民が今後鑑賞したい、あるいは取り組みたい文化芸術の内容は多岐にわたっています。

また、子供の文化芸術活動として力を入れたほうがよいものとして、事業や行事の実施による機会の充実を挙げている市民が約6割と多くなっています。

情報の効果的伝達と文化情報発信の仕組みづくり

市民アンケートによると、市民が文化芸術鑑賞や活動を楽しむためには、「イベント情報の提供」が必要だと5割の人が感じています。市報だけでなくホームページや掲示板等様々なメディアを活用した情報の効果的伝達が求められます。

また活動団体ヒアリングでは、「ジャンルを超えて他分野の団体と意見交換・交流したい」という意見等、活動団体間の情報交流のニーズも見られました。

活動場所の整備・充実と、施設を利用しやすい仕組みの構築

活動団体アンケートでは、「文化施設の整備・充実」を望む割合が一番高くなっていました。

一方で、既存の公共施設の中には、十分に利用されていないものもあることから、必ずしも施設の絶対量が足りないのではなく、施設の内容がニーズにあったものとなっていないことが課題なのではないかと考えられます。

また、活動団体ヒアリングでは、市民がより利用しやすいような施設予約の仕組みの構築への要望が見られました。

文化財の保存・継承と活用

平成 18 年 9 月に出された懇談会提言では、文化財や歴史を保存し次代に継承していくことが重要であるとの指摘がありました。

また、市民アンケートによると、市民は文化財や伝統芸能を継承するために「まち歩きなど伝統文化に触れるイベントの開催」(28.9%)や、「伝統文化等の周知」(28.6%)を期待している割合が高くなっています。

文化芸術活動を担う人材育成

活動団体アンケートでは、日頃の活動の課題・問題点として「新規会員の募集・育成」が最も多く挙げられていました。団体構成員の高齢化や新規会員が入らない等の問題は多くの活動団体に共通しており、文化芸術活動を活発にするためには、活動への参加者を増やし、文化芸術活動を担っていく人材を育てていく必要があるとの声が多く寄せられました。

子供の文化芸術活動の場・機会の提供及び活動の促進

子供を対象としたアンケートによると、中学生・高校生では活動場所は「学校」が極めて多く、学校以外での活動が少ない傾向が見られました。また、中学生、高校生が文化芸術活動を行うためには、「活動場所」が必要だと感じていることがわかりました。

文化芸術活動を活発にするための活動団体、大学、事業者との連携

市民アンケートでは、市民が教養を高めたり、地域文化を創造する上で必要な連携機関として「市内高校・大学」(47.6%)や「企業」(30.4%)が挙げられています。

また、活動団体ヒアリングでは「市の事業と共催したい」「市主催の意見交換会が有効」「他分野の団体との交流が活動の発展に有益」とする意見も出されました。

国際交流の促進

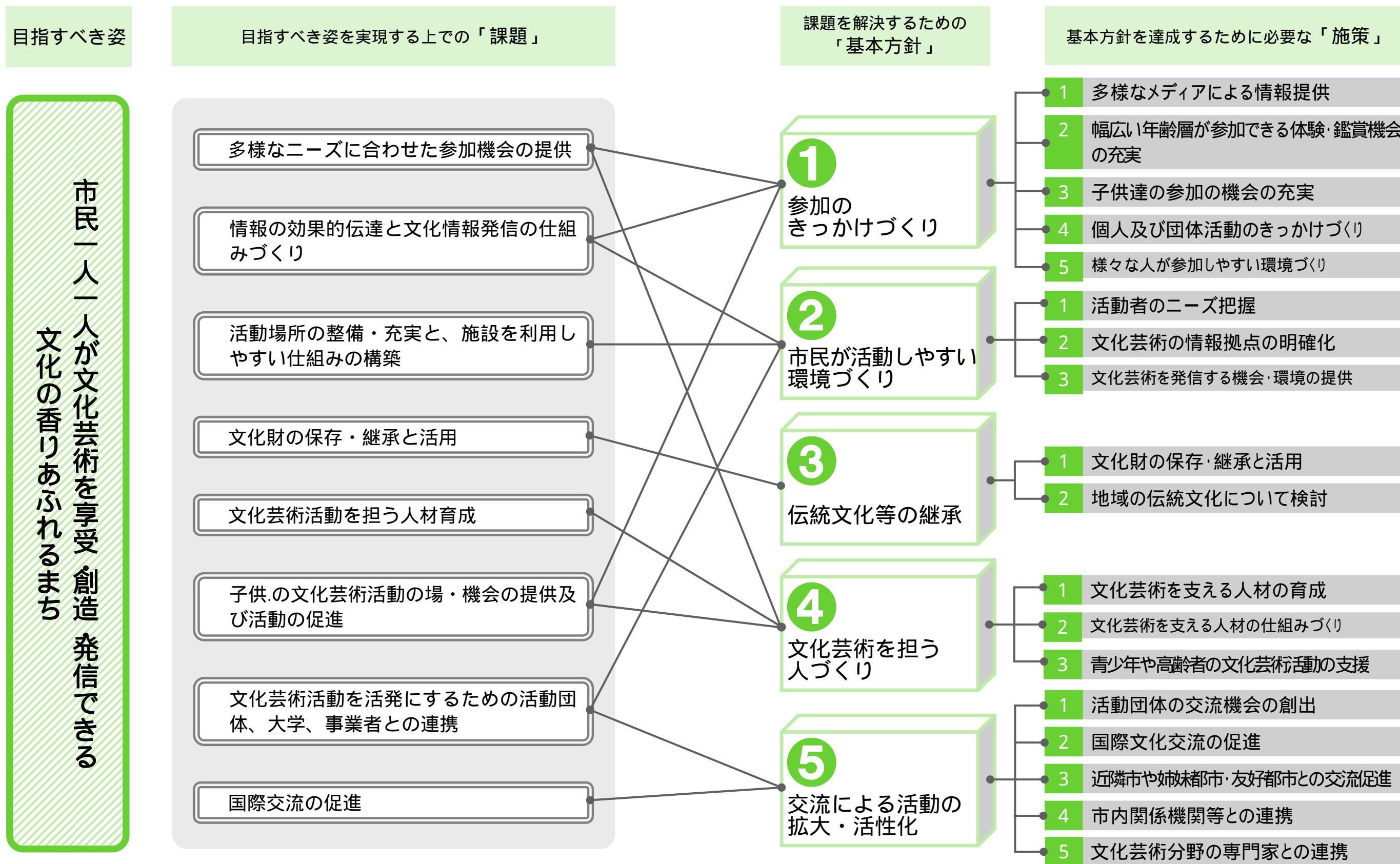
社会経済の国際化が進む中、西東京市においても外国籍の市民が多く在住しています。

市民アンケートでは、外国人との交流を促進するために「外国人と市民との交流活動・イベントを充実する」ことが必要だとする意見が最も多く、約半数の人がこれを望んでいます。

第 3 章 文化芸術振興施策の体系

西東京市が「市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち」を目指して、その課題を解決するために5つの基本方針を定めました。

この基本方針を中心とした施策の体系図は以下のとおりです。



1．基本方針の考え方

本計画では、前述の「西東京市の文化芸術の振興に係る8つの課題」を踏まえ、西東京市における文化芸術振興の施策を展開するに当たって、以下の5つの基本方針を定めます。

基本方針1．参加のきっかけづくり

心の豊かさやゆとりある生活を重要視する傾向が強まっている中で、文化芸術の重要性は認めつつも、実際の文化芸術活動への参加状況は十分とは言えない状況を踏まえると、文化芸術に関する潜在的な関心や活動意欲を喚起していくことが求められています。

特に、未来を担う子供達に対し、幼少期から文化芸術に触れる機会を積極的に設け、感性と創造力を持つ子供達を育てていくことは重要です。

多くの市民が文化芸術に関心を持ち、実際の活動につながっていくためには、多様な市民ニーズに合った内容の鑑賞の場や体験機会を創出したり、関心や参加に結びつくような情報提供等、参加のきっかけとなる取組を展開することが必要です。

基本方針2．市民が活動しやすい環境づくり

実際に活動している市民からは、利用施設の整備・充実を望む声や施設を利用しやすい予約方法の構築を望む声が多く聞かれることから、西東京市における文化芸術活動をより活発化させていくためには、円滑な活動を支えるための様々な環境づくりが必要です。

基本方針3．伝統文化等の継承

地域の文化財は、西東京市の文化芸術を振興していく上で、欠くことのできない貴重なものであり、その価値を多くの市民が共有し、これを保存・保全、継承していくことが文化芸術への深い理解と地域への愛着や誇りを持つ市民をつくり上げるものと考えます。

基本方針4．文化芸術を担う人づくり

文化芸術活動は、市民一人一人が日常生活の中で主体的に取り組んでいくものであり、その質を高め、活動を広げていくためには、その活動を支え、リードしていく人材が欠かせません。

また、市民が主体的に活動していくためには、イベント等を企画・運営していくコーディネーター等、人材育成も求められます。

基本方針 5 . 交流による活動の拡大・活性化

市内では、様々な活動団体や個人が文化芸術活動を行っていますが、活動団体間や個人間での横の連携や交流は十分とは言えず、今後の西東京市の文化芸術の振興には、これらの活動団体や個人での連携や交流を拡大させることはもちろん、市内に立地する事業者や教育施設等との様々な連携・協働・交流が不可欠です。

また、近隣市町村や姉妹都市・友好都市等、広域的な文化芸術交流や市内在住の外国人との文化芸術情報の交換・交流等により、文化芸術活動の幅の拡大や活性化等が期待できるとともに、他地域の文化芸術の理解を深めることも可能になります。

2 . 「施策」の進め方

各基本方針を達成するために取り組む「施策」は、今後以下のように取り組みます。

進め方のタイプ 1 : 現在実施しており、**今後も継続する事業**

| 計画目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前期(平成 24-25 年度) | 中期(平成 26-28 年度) | 後期(平成 29-30 年度) |
| 実施 | 実施 | 実施 |

進め方のタイプ 2 : 本計画に **実施(達成) 予定の事業**

| 計画目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前期(平成 24-25 年度) | 中期(平成 26-28 年度) | 後期(平成 29-30 年度) |
| 検討 | 実施 | (実施) |

進め方のタイプ 3 : 本計画に、 **調査・検討を経て実施(達成) 予定の事業**

| 計画目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前期(平成 24-25 年度) | 中期(平成 26-28 年度) | 後期(平成 29-30 年度) |
| 調査 | 検討 | 実施 |

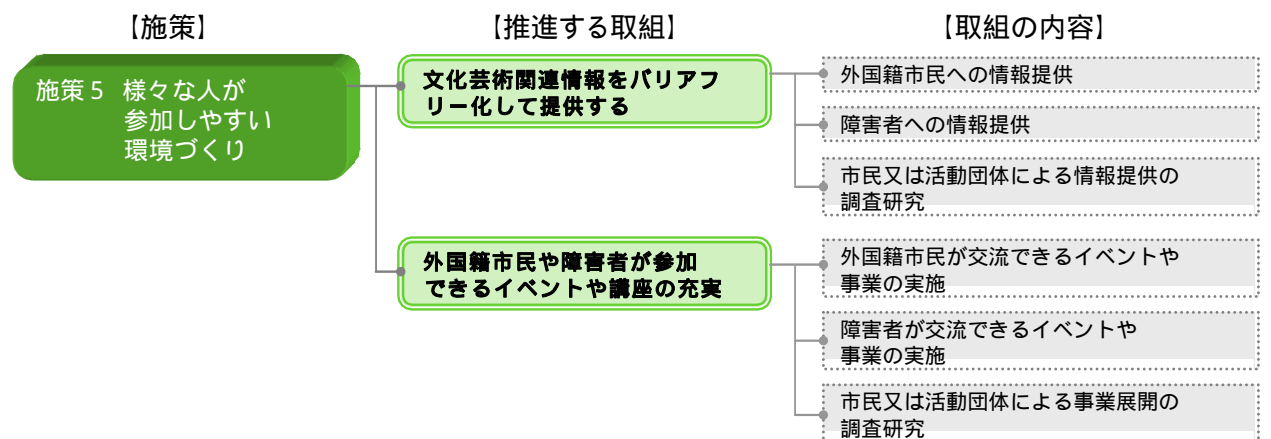
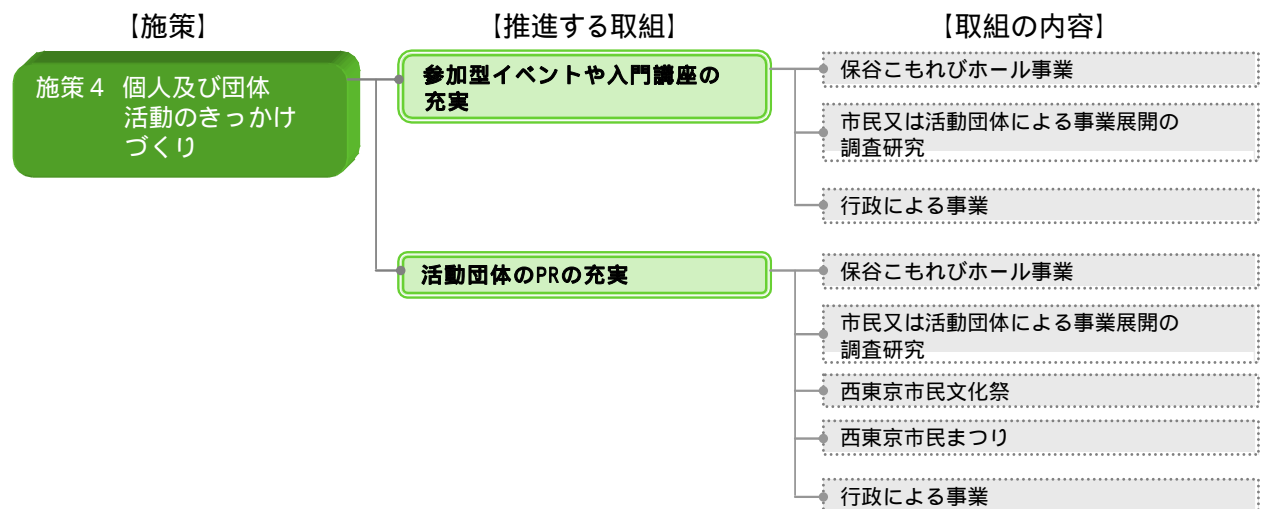
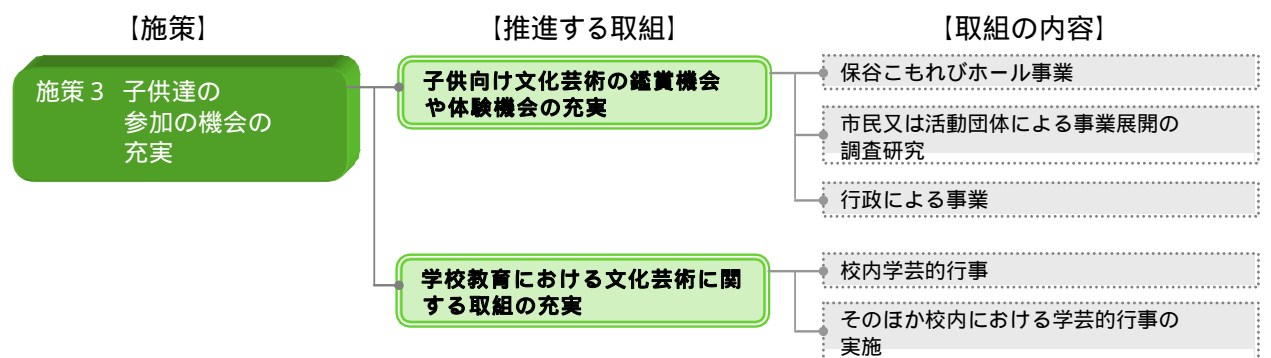
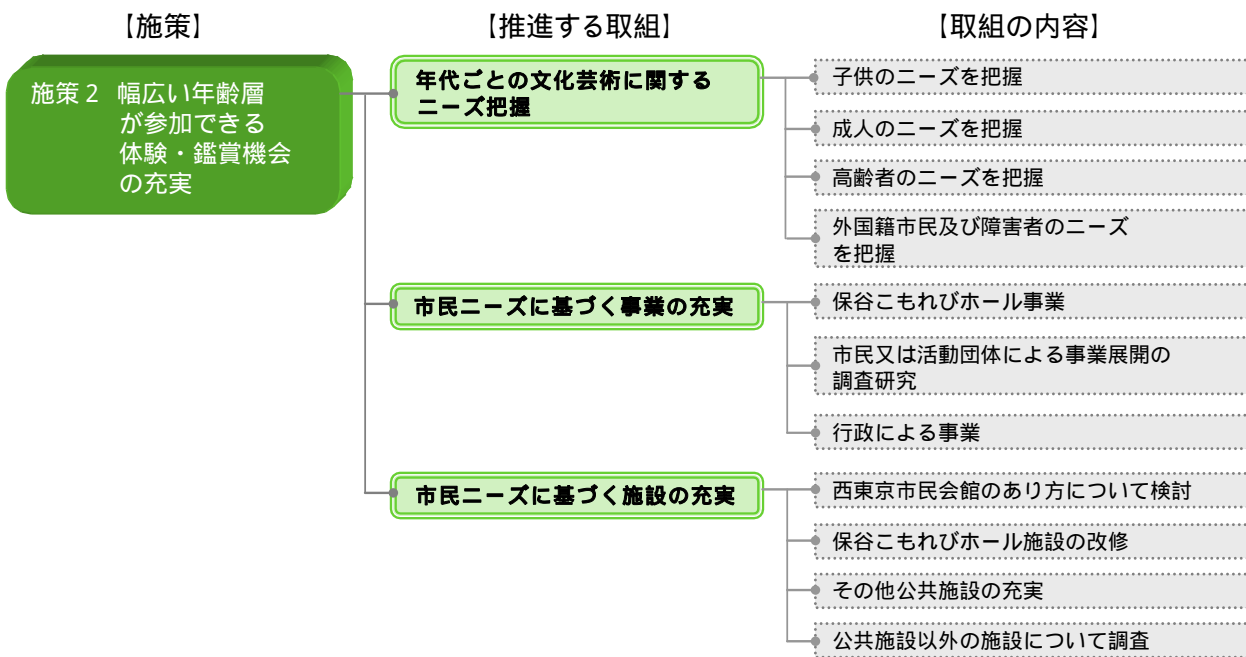
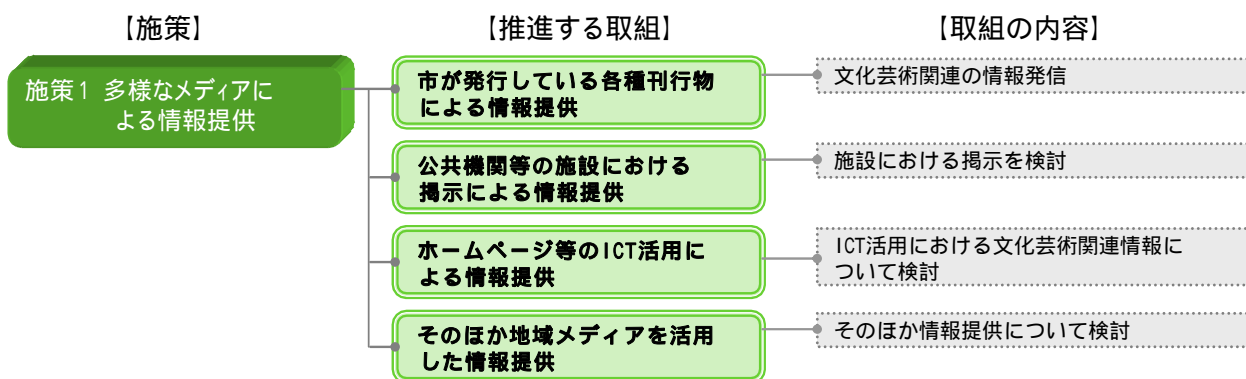
進め方のタイプ 4 : 本計画には、 **調査・検討する事業**

| 計画目標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前期(平成 24-25 年度) | 中期(平成 26-28 年度) | 後期(平成 29-30 年度) |
| 調査 | 調査 | 検討 |

第 4 章 文化芸術振興に向けた施策の展開

各基本方針の施策の展開について、推進する取組やその具体的な内容を定め、総括的に推進していきます。

方針1 「参加のきっかけづくり」



施策 1 多様なメディアによる情報提供

文化芸術に関する講座やイベントの案内、活動団体等の情報について、市報や市が発行している各種刊行物等を通じて、市民が目にする機会を増やし、参加するきっかけをつくれます。

市内公共施設における文化芸術関連情報の掲示や案内の設置だけでなく、駅や学校、商店街等、人が多く行き交う場所において、文化芸術関連の情報提供を効果的に行えるよう検討します。

市のホームページでは各種行政のイベント案内を行っており、また「地域活動情報ステーション⁷」では NPO 法人や市民活動団体の情報を PR できる環境を整備しています。こうした環境の充実とともに、市民が恒常的に利用している SNS⁸等を調査して、ICT⁹を活用した情報提供の方法を検討します。

地域のコミュニティラジオや CATV (ケーブルテレビ) 等、各種報道機関を活用した情報提供の方法を検討するとともに、人から伝え聞く口コミ等も情報提供の方法として検討します。

【推進する取組】

【1-1-1】市が発行している各種刊行物による情報提供

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 文化芸術関連の情報発信 | 市報等、市が発行している各種刊行物による文化芸術関連情報の内容について調査し、必要な情報の発信方法について検討する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【1-1-2】公共機関等の施設における掲示による情報提供

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-------------|-------------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 施設における掲示を検討 | 公共機関等の施設の掲示について現状を確認し、掲示方法や仕組みを検討する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【1-1-3】ホームページ等の ICT 活用による情報提供

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| ICT 活用における文化芸術関連情報について検討 | SNS 等の電子媒体を用いた情報発信の現状を確認し、必要な情報発信について検討する | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

⁷ 地域活動情報ステーション：市が運営する公式サイトで、NPO 法人、ボランティア団体、文化・スポーツサークルなどの市民活動団体の情報を掲載するホームページのこと。

⁸ SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。Social(社会的)な Network(組織)を築くサービスで、参加者がネット上で互いに情報交換したりコミュニケーションをとる事ができる。

⁹ ICT：(Information and Communication Technology) 情報・通信に関連する技術の総称。

【1-1-4】 そのほか地域メディアを活用した情報提供

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------|----------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| そのほか情報提供について検討 | 地域メディアを活用した情報の発信方法について検討する | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

施策 2 幅広い年齢層が参加できる体験・鑑賞機会の充実

文化芸術における市民ニーズを定期的に把握するため、市民意向調査や市民ワークショップ、電子会議室¹⁰等各種調査を行い、事業内容や施設の充実等に反映させます。

保谷こもれびホールでは市民のニーズに基づき、幅広い年齢層を対象として、国内外の優れた音楽家による様々なジャンルのコンサートや、演劇文化を味わうことのできる公演、日本古来の伝統芸能を鑑賞できる舞台等、文化芸術に関する公演等を鑑賞する機会の充実に図ります。

公共施設の使用について、市民の多様な文化芸術活動に応じることができるよう、市民ニーズに沿いながら、施設の充実に図ります。

施設が老朽化している西東京市民会館について、市民の多種多様な文化芸術活動の場として利用されている現在の利用状況を検証し、更に文化施設としてのあり方について検討します。

市内にある民営の施設の状況を調査して利用の実態を把握します。

【推進する取組】

【1-2-1】 年代ごとの文化芸術に関するニーズ把握

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-------------------|--------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 子供のニーズを把握 | アンケートやワークショップ等を開催して、適宜ニーズを把握する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 成人のニーズを把握 | アンケートや電子会議室等を通じて、適宜ニーズを把握する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 高齢者のニーズを把握 | アンケートやヒアリング等を通じて、適宜ニーズを把握する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 外国籍市民及び障害者のニーズを把握 | アンケートやヒアリング等を通じて、適宜ニーズを把握する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

¹⁰ 電子会議室：インターネット上の意見交換の場。離れた場所からでも電子的に会議を行うシステムで、西東京市のホームページでも実施している。

【1-2-2】市民ニーズに基づく事業の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|-----------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 保谷こもれびホール事業 | 保谷こもれびホール事業において、充実した事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 市民又は活動団体による事業展開の調査研究 | 市民又は活動団体による文化芸術事業を調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 行政による事業 | 市民のニーズに基づく文化芸術事業を実施する。 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【1-2-3】市民ニーズに基づく施設の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-------------------|---|-------------|------|----|------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 西東京市民会館のあり方について検討 | 老朽化が進んでいる西東京市民会館について、公共施設適正配置という観点も踏まえながら、文化施設としての今後のあり方を検討し、見直しを実施する | 2 | 検討 | 実施 | (実施) |
| 保谷こもれびホール施設の改修 | 保谷こもれびホールで市民の文化芸術活動が行えるように、適宜改修を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| その他公共施設の充実 | 市民の多様な文化芸術活動に対応できる、市民ニーズに即した施設内容の充実を図る。 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 公共施設以外の施設について調査 | 市内における民間で運営されている施設について、調査研究する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

施策 3 子供達の参加の機会の充実

未来を担う子供達の感受性と創造性を豊かなものにするために、児童館・児童センター、保育園、公民館や図書館等、子供達の日常生活圏内において、文化芸術に触れ、体験できる機会の充実を図ります。

保谷こもれびホールでは、子供達を対象とした芸術性の高い内容の事業を実施し、子供達の感性の醸成に努めます。

学校以外の多様な場での子供達の文化芸術活動を推進し、活動が継続できる環境をつくるため、子供達の活動について調査研究を行います。

学校教育では、文化芸術のすばらしさや楽しさを体験できる機会を設け、文化芸術に対する子供の理解を深めます。

子供を対象とした市民の文化芸術活動を推進し、その内容を把握するため、市民の活動及び市民主催イベントについて調査研究を行います。

【推進する取組】

【1-3-1】子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|---------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 保谷こもれびホール事業 | 保谷こもれびホール事業において、子供を対象とした事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 市民又は活動団体による事業展開の調査研究 | 市民又は市内団体による子供向け文化芸術事業を調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 行政による事業 | 子供を対象とした文化芸術事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【1-3-2】学校教育における文化芸術に関する取組の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 校内学芸的行事 | 小中学校において展覧会、学芸会、合唱コンクール等を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| そのほか校内における学芸的行事の実施 | 児童の豊かな感性を磨くとともに、そのマナーを身につけるために、文化施設における演劇鑑賞教室や音楽鑑賞教室等を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 4 個人及び団体活動のきっかけづくり

市民の多様な文化芸術のジャンルへの参加を促進するため、公民館事業等の身近な場所において、参加型イベントや入門講座を開催し、市民が文化芸術活動をするきっかけをつくります。

保谷こもれびホールでは、音楽や舞踊、美術等文化芸術の様々な分野における、芸術性の高いワークショップや各種講座を実施し、その普及と奨励を行うとともに、市民に文化芸術活動に参加する機会と場を提供します。

市民文化祭や市民まつりをはじめとして、生活に身近な場所で日頃の成果の発表及び活動を通じた交流ができるイベントを実施して、市民の文化芸術活動の活性化を図り、更には活動に対する多くの市民の関心を高めます。

市内の多様な場における市民の文化芸術活動を推進し、その内容を把握するため、市民の活動及び市民主催イベントについて調査研究を行います。

【推進する取組】

【1-4-1】参加型イベントや入門講座の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|-----------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 保谷こもれびホール事業 | 保谷こもれびホール事業において、参加型イベントや入門講座を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 市民又は活動団体による事業展開の調査研究 | 市民又は活動団体による文化芸術事業を調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 行政による事業 | 文化芸術事業における参加型イベントや入門講座を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【1-4-2】活動団体のPRの充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 保谷こもれびホール事業 | 保谷こもれびホール事業において、活動者の発表の機会がもてる事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 市民又は活動団体による事業展開の調査研究 | 市民又は活動団体による文化芸術事業を調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 西東京市民文化祭 | 市民の文化芸術発表及び交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促進し、市民が主体的に行う活動への支援を行う。 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 西東京市民まつり | 地域社会の共生と次世代の子供達の郷土概念を育むことを目的に、文化交流発表の場としての市民まつりが活性化するよう支援を行う | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 行政による事業 | 活動者の発表の機会がもてる事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 5 様々な人が参加しやすい環境づくり

外国籍市民への文化芸術関連情報の提供について、多言語によるホームページや各種ポスター、チラシ等、情報提供の方法について検討する。また、市民が日本や世界の文化に触れる機会を充実させるために、外国籍市民と交流することが出来るイベントを実施します。障害のある市民への文化芸術関連情報の提供について、各種サービスを調査し、提供の方法について検討する。また、障害者が行う文化芸術活動を中心としたイベントを実施し、市民同士で交流することが出来るイベントを実施します。

外国籍市民や障害のある市民の文化芸術活動を推進し、参加しやすい環境を充実させるため、市民の活動及び市民主催イベントについて調査研究を行います。

【推進する取組】

【1-5-1】文化芸術関連情報をバリアフリー化して提供する

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 外国籍市民への情報提供 | 外国籍市民への文化芸術関連情報の提供について検討する | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |
| 障害者への情報提供 | 障害者への文化芸術関連情報の提供について検討する | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |
| 市民又は活動団体による情報提供の調査研究 | 外国籍市民や障害者を対象とした市民又は活動団体による文化芸術関連情報における提供方法について調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

【1-5-2】外国籍市民や障害者が参加できるイベントや講座の充実

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 外国籍市民が交流できるイベントや事業の実施 | 外国籍市民が参加し、交流することができるイベントを実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 障害者が交流できるイベントや事業の実施 | 障害者が参加し、交流することができるイベントを実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 市民又は活動団体による事業展開の調査研究 | 市民又は活動団体による文化芸術事業のうち、外国籍市民や障害者を対象とした事業を調査する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

方針 2 「市民が活動しやすい環境づくり」

【施策】

【推進する取組】

【取組の内容】

施策 1 活動者のニーズ把握

文化芸術活動者に関するニーズ把握

活動者のニーズ把握及び情報共有

施策 2 文化芸術の情報拠点の明確化

情報拠点の明確化

公共機関及びICT活用における情報拠点を検討

保谷こもれびホールにおける情報発信拠点を検討

図書館の地域資料の活用

情報拠点のPR

情報拠点のPRと活用

施策 3 文化芸術を発信する機会・環境の提供

活動場所の充実を図る

練習場所の最適化を検討

発表場所の最適化を検討

ストリートパフォーマンスの検討

利用しやすい施設の提供

公共施設の利用環境の整備

交通機関等アクセス方法の検討

施策 1 活動者のニーズの把握

西東京市の文化芸術は、市民の活動が中心となって、年々大きな輪を広げながら地域を活性化してきました。その活動は、保谷こもれびホール、西東京市民会館、コール田無をはじめとした文化施設のほか、各公共施設を活動拠点とし、多種多様な活動が展開されています。活動内容は、音楽や舞踊、演劇、演芸等をはじめとして、絵画展、写真展等展覧会の開催や、手工芸、あるいは生活文化、伝統芸能関係等様々な活動団体があります。

活動団体の増加やジャンルの多様性によって、活動者のニーズは複雑になっています。こうしたニーズに活動者の視点を踏まえて柔軟に対応できるよう、施設の懇談会や活動団体のワークショップ等を開催し、市と活動者間における情報の共有について検討します。

【推進する取組】

【2-1-1】文化芸術活動者に関するニーズ把握

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 活動者のニーズ把握及び情報共有 | 施設の懇談会やワークショップ等を開催し、活動団体のニーズを把握し、情報を共有する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

施策 2 文化芸術の情報拠点の明確化

イベントや人材、文化財や資料等、この地域の文化芸術における情報を、効果的につなぎ合わせることでできる文化芸術の情報拠点が必要です。市内の掲示物や配布物が集約されている公共機関の広報機能の充実を図り、更にICTを活用した文化芸術の情報拠点について検討します。

特に保谷こもれびホールでは、自主企画による多彩な文化芸術における催事の広報をするとともに、市民の文化芸術活動における催事情報の収集及び発信に努め、市内の文化芸術の情報発信の役割について検討します。

また、図書館では行政資料や地域資料として、チラシやリーフレット等、一般の流通ルートには乗らない文献の収集を行っています。市民の生活に身近な文化芸術情報を入手できる機関としての活用について検討します。

文化芸術の情報拠点について広くPRするとともに、市民や活動団体、市内の関係機関が市内の文化芸術関連の情報を提供できるような環境の整備について検討します。

【推進する取組】

【2-2-1】情報拠点の明確化

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|------------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 公共機関及びICT活用における情報拠点を検討 | 市民と文化芸術関連の情報を効果的につなぐために、公共施設の広報機能の充実及びICT活用を検討する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 保谷こもれびホールにおける情報発信拠点を検討 | 自主企画による催事の広報とともに、市民の活動情報の発信方法について検討する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 図書館の地域資料の活用 | 地域資料のうち、市民の文化芸術に関する情報の収集・保存・公開について、その活用を検討する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

【2-2-2】情報拠点のPR

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|------------|---------------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 情報拠点のPRと活用 | 文化芸術の情報拠点についてPRし、市内活動情報を収集できる仕組みを検討する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

施策 3 文化芸術を発信する機会・環境の提供

西東京市の文化芸術は、市民や活動団体の日々の練習によって支えられています。この練習環境について、様々なジャンルに対応した施設の使用方法について、現在の利用用途や実績を踏まえながら検証し、練習場所の最適化について検討します。

日々の活動を発表する場所として、文化施設やその他公共施設の利用実績を検証するとともに、市内の民営ホールや商業施設、あるいは商店街やカフェ等、活動の内容を発表することができる場所について調査を行い、市民の発表場所の最適化について検討します。

市内で行われるイベント等では、ストリートミュージシャンの演奏やダンスパフォーマンス等が行われていますが、駅前や商店街の道路上、公園等、市内で人通りが多い場所における路上パフォーマンスについて、近隣の住環境や演奏者及び観客のマナー等を配慮しながら、活動できる場所について検討します。

公共施設は、予約の申込み方法や、期間、条件また使用方法や設備内容が異なるため、公共施設適正配置という考え方を踏まえながら、施設利用の基本的な内容や課題を整理し、文化芸術活動における利用の利便性を高めることに努めます。

市内の関連施設を結ぶ公共交通機関の利用について、通常ルートの確認やイベント開催時の状況について調査し、その利用を促進するよう検討します。

【推進する取組】

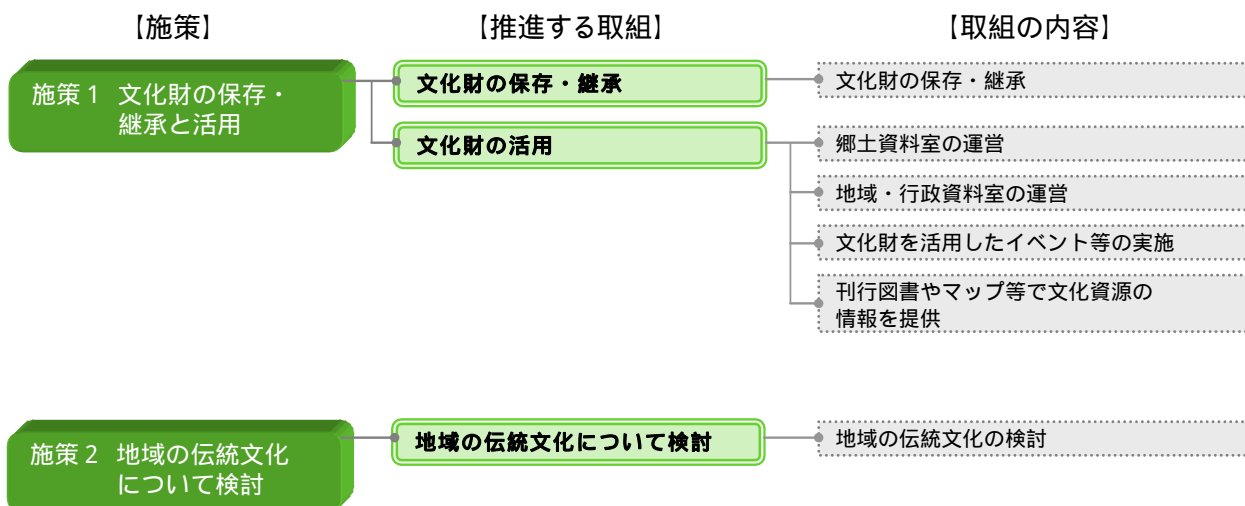
【2-3-1】活動場所の充実を図る

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 練習場所の最適化を検討 | 文化芸術活動のジャンルに応じた施設の使用方法について検討し、練習できる環境を整える | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |
| 発表場所の最適化を検討 | 文化芸術活動のジャンルに応じた施設の使用方法について検討し、発表できる環境を整える | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |
| ストリートパフォーマンスの検討 | 屋外における文化芸術活動を発表できる場所について検討し、イベント等できる環境を整える | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

【2-3-2】利用しやすい施設の提供

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------|--------------------------------------|-------------|------|----|------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 公共施設の利用環境の整備 | 文化芸術活動をする際の施設の利用について、わかりやすくなるように整備する | 2 | 検討 | 実施 | (実施) |
| 交通機関等アクセス方法の検討 | 文化施設等のアクセス方法を検証し、使用しやすい環境を整える | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

方針 3 「伝統文化等の継承」



施策 1 文化財の保存・継承と活用

文化財は、日本の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。文化財保護法ではこれらの財産を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類しています。

西東京市には市の区域内にある文化財のうち、国及び東京都の指定以外のもので特に重要なものを西東京市文化財と指定しており、市内には、国、都、市指定の文化財が52点あります。また、市内には下野谷遺跡をはじめとした遺跡や、石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在します。

こうした様々な文化財を保存し次世代へ継承するために、維持・管理を行うとともに、郷土への理解や文化財保護への意識を高めるために、地域の文化財の情報提供や活用を進めます。

【推進する取組】

【3-1-1】文化財の保存・継承

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------|-----------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 文化財の保存・継承 | 市内の貴重な文化財を後世へ伝えるために、保存し継承する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【3-1-2】文化財の活用

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 郷土資料室の運営 | 市内の遺跡からの出土品や、民具・農具等の文化財資料の収集・整理・公開に努める。 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 地域・行政資料室の運営 | 図書館が所蔵する歴史的資料の修復、保存に取り組みとともに、広く市民への公開に努める | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 文化財を活用したイベント等の実施 | 文化財に関する講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高める | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 刊行図書やマップ等で文化資源の情報を提供 | 文化財に関する資料を作成し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高める | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 2 地域の伝統文化について検討

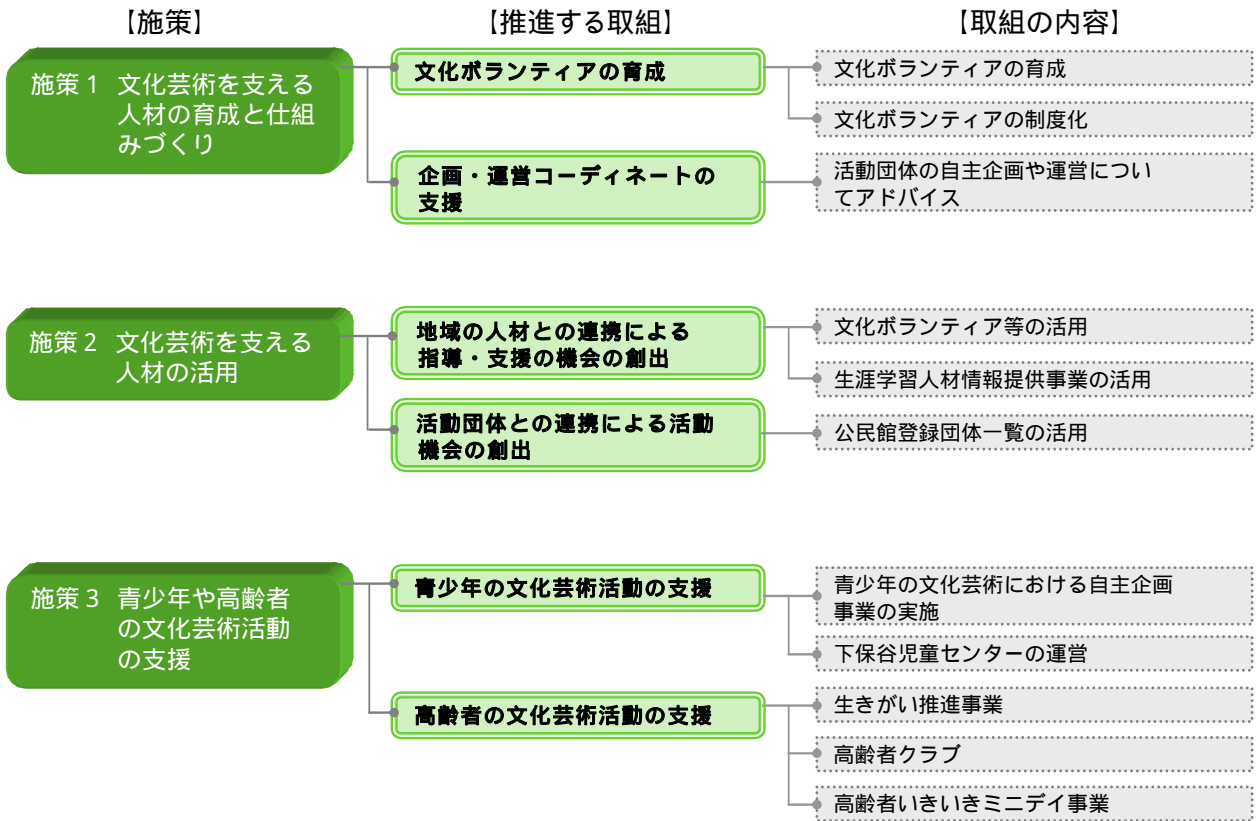
市民の郷土に対する認識と愛着の向上を目指して、西東京市が歴史の中で培ってきた生活文化、伝統芸能、文化的景観、文化財等から、地域の伝統文化とは何かを検討します。

【推進する取組】

【3-2-1】地域の伝統文化について検討

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 地域の伝統文化の検討 | 西東京市固有の伝統芸能や民俗芸能や文化財等の現状調査を基に、地域の伝統文化とは何かを検討する | 4 | 調査 | 調査 | 検討 |

方針4 「文化芸術を担う人づくり」



施策 1 文化芸術を支える人材の育成と仕組みづくり

市民の文化芸術活動は、多種多様に展開されています。一人一人の活動を伸ばし、広げるための仕組みとして、「文化ボランティア」や「企画・運営コーディネーター」について検討し、人材を活用できる仕組みをつくります。

現在、文化芸術関連の様々な講座やワークショップを実施しています。受講者が講座で体験した経験や習得した知識を地域に還元できるように、講座の内容を受講者の技術に応じて段階的なものとするこゝで、文化ボランティアの育成に努めます。

保谷こもれびホールでは、音楽ボランティア派遣事業を実施し、地元で活躍しているアマチュアグループによるアウトリーチを行っています。市民が文化芸術において培ってきた能力や技術、経験等を活かした「文化ボランティア登録制度」を検討し、その活動を通じた市民の交流を推進します。

市民の自立した文化芸術活動を支援するため、活動団体及び活動者による自主企画やその運営について、専門的なアドバイスを行う「企画・運営コーディネーター」の設置を検討します。

【推進する取組】

【4-1-1】文化ボランティアの育成

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 文化ボランティアの育成 | 文化ボランティア(文化・芸術活動を支える市民)を育成する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 文化ボランティアの制度化 | 文化芸術における市民の能力や技術、経験を活かした市民交流の制度(文化ボランティア制度)をつくる | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

【4-1-2】企画・運営コーディネートの支援

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 活動団体の自主企画や運営についてアドバイス | 市民が自主的に企画・運営した事業やイベントにおける課題について、専門的なアドバイスを行う | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

施策 2 文化芸術を支える人材の活用

様々な人材情報と連携を図りながら、文化芸術を支える人材を活用し、市民同士の文化芸術の活性化を図ります。

市民が事業の企画やサークル活動、学習活動を始める際の講師や指導者の人材情報である「生涯学習人材情報提供事業」を活用しながら、市民の文化芸術活動の機会をつくります。市民が気軽にサークル活動等に参加することができるように、公民館に登録している活動団体をご紹介します「公民館登録団体一覧」を活用しながら、市民の文化芸術活動の機会をつくります。

【推進する取組】

【4-2-1】地域の人材との連携による指導・支援の機会の創出

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 文化ボランティアの活用 | 市民の多種多様な文化芸術活動を支援するため、文化ボランティアを活用して、文化芸術活動の機会をつくる | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 生涯学習人材情報提供事業の活用 | 生涯学習活動支援のための人材情報を紹介する事業を活用する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【4-2-2】活動団体との連携による活動機会の創出

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 公民館登録団体一覧の活用 | 地域でサークル活動をしている公民館の団体について、活動分野別に一覧になっている「公民館登録団体一覧」を活用する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 3 青少年や高齢者の文化芸術活動の支援

参加する青少年が、ロックバンドやヒップホップダンス等を通じ、自分たちを表現する「ミュージックパーティ in 西東京」をはじめとして、青少年が自主的に企画・運営する文化芸術事業を実施し、同年代との交流や事業への自主性を通して、青少年の自ら成長しようとする育つ力を支援します。

中高生年代の居場所づくりの一環として、音楽やダンスの練習や発表の出来る機能に特化した下保谷児童センターを整備しました。この環境を活かして中学生・高校生の年代にとって、より自主的かつ積極的な文化芸術活動への参加を促すとともに、仲間同士による自立したグループ活動への支援を行います。

高齢者の生きがいを持った暮らしを推進するため、「生きがい推進事業」や、「高齢者クラブ活動」への支援、「高齢者いきいきミニデイ事業」等を実施し、各種講座やサークル活動等を通じて、高齢者の文化芸術活動を支援します。

【推進する取組】

【4-3-1】青少年の文化芸術活動の支援

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 青少年の文化芸術における自主企画事業の実施 | 青少年が自主的に企画・運営する文化芸術事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 下保谷児童センターの運営 | 青少年が音楽・ダンスの練習及び発表のできる機能を特化した施設「下保谷児童センター」の運営によって、中学・高校生世代の活動の支援をする | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【4-3-2】高齢者の文化芸術活動の支援

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|---------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 生きがい推進事業 | 高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、福祉会館等において市主催の高齢者大学等を開催する生きがい推進事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 高齢者クラブ | 高齢者の生活を豊かなものにするため、高齢者クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取組を支援する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 高齢者いきいきミニデイ事業 | 一人暮らしで閉じこもりがちな高齢者に趣味、レクリエーション、学習等を通じた生きがいの場を提供する事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

方針 5「交流による活動の拡大・活性化」



施策 1 活動団体の交流機会の創出

市民の多種多様な文化芸術の活動は、意欲的に展開されており、活動団体は、より芸術性の高い内容を目指して練習し、各種イベントや自主発表の機会に日頃の成果を発表しています。文化芸術の幅を広げ、イベントを活性化するために、多様なジャンルの活動団体によるコラボレーション等、活動者が交流することができるイベントを実施します。活動団体間における交流及び幅広い文化芸術への理解の促進を図るため、日々の活動における意見を共有する等活動団体間の情報交換ができる環境について検討します。

【推進する取組】

【5-1-1】 イベント開催による交流機会の創出

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 活動者が交流できるイベントの実施 | 文化芸術の活動者同士が交流することができるイベントを実施し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【5-1-2】 活動情報の交換による交流機会の創出

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 活動者が意見交換できる場の提供 | 文化芸術の活動者が、日常の活動について意見を交換することができる場を検討し、個人及び活動団体間の連携の充実を図る | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

施策 2 国際文化交流の促進

西東京市の外国人登録者数は、約70カ国約3,300人弱で、在学及び在勤の人を含めると、更に多くの外国籍の人たちが西東京市を中心に活動しています。こうした現状において、異なる文化的背景を持つ人が、宗教や信条、生活習慣の違いを互いに理解し、偏見や差別意識を持つことなく、ともに地域で暮らす「多文化共生社会」の実現が求められています。

市民が異なる文化を持つ人との交流によって、互いの文化を理解しあい、かつ地域の連帯感を高めることができるように、国際文化交流のイベントを実施します。

「西東京市多文化共生センター」は、地域で暮らす外国人の相談窓口として、外国人支援のボランティアを中心に運営しています。こうした活動を行う団体と協力しながら、多文化交流を支援するスタッフ（日本語ボランティア等）を育成します。

【推進する取組】

【5-2-1】国際文化交流イベントの開催

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------------|-------------------------------|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 外国籍市民が交流できるイベントの実施 | 外国籍市民が参加し、交流することができるイベントを実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

【5-2-2】多文化交流を支援するスタッフの育成

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|----------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 多文化交流支援スタッフの育成 | 国際理解に関する講演会、企画立案ワークショップ等を通し、ボランティアを養成する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 3 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流促進

西東京市と隣接する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市で構成している「多摩北部都市広域行政圏協議会」が実施する「多摩六都フェア」をはじめとして、近隣市における文化芸術関連イベントを広域的に参加できるように、自治体同士の連携を促進します。

近隣市における文化施設の利用状況を確認し、市民が広域的に文化芸術活動ができる施設について調査を行います。

西東京市は福島県南会津郡下郷町みなみあいづくんしもごうまちと姉妹都市の協定を、千葉県勝浦市かつうらしや山梨県北杜市ほくとし(旧須玉町すたまちよう)と友好都市の協定を結んでいます。まつり等各都市の一大イベントを実施する際には、文化芸術関連の活動団体が発表する機会を設ける等、文化芸術を通じた都市間交流の連携を促進します。

【推進する取組】

【5-3-1】近隣自治体との連携

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-------------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 近隣住民が交流できるイベントの実施 | 広域的に取り組むことで、近隣住民と交流する機会が持てるようなイベントを実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 他自治体の施設状況の調査 | 近隣の自治体における文化施設あるいは文化芸術活動ができる施設について調査し、広域的な関連施設の状況を把握する | 2 | 検討 | 実施 | 実施 |

【5-3-2】姉妹都市・友好都市との連携

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|------------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 都市間交流ができるイベントの実施 | 姉妹都市・友好都市と文化芸術活動における都市間交流におけるイベントを実施する。 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

施策 4 市内関係機関等との連携

市内に立地する武蔵野大学、早稲田大学、東京大学とイベント等における学生と市民の交流や、公開講座やワークショップ開催による人材育成等、大学の専門性を活かした連携を行い、市民の多様な文化芸術の機会の充実を図ります。

「市民文化祭」や「市民まつり」等、市のイベントや地域行事等に、市内に在住あるいは在学している児童・生徒が参加することは、事業自体を活性化させ、かつ子供達が地域と交流する機会が増えるので、市内にある教育機関と連携してイベントを実施します。

市内各所では、商店街と市民が連携して盆踊りやまつり等、多種多様なイベントが実施されています。こうした地域のイベントに芸術的な要素を取り入れ、新しい参加者の裾野の広がりによって活性化された事業の実施を推進するため、市内事業者と文化芸術活動を行う市民が連携する際の支援について検討します。

【推進する取組】

【5-4-1】教育機関との連携

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|---------------|--|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 市内大学との連携の充実 | 市内にある武蔵野大学、早稲田大学、東京大学と人材交流や育成、文化芸術関連事業等において連携を図る | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 教育機関とのイベントの連携 | 市内にある教育機関と連携してイベントを実施することで、市民による文化芸術活動の充実を図る | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

【5-4-2】市内事業者との連携

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|--------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 市内事業者との連携の充実 | 市内事業者と市民が連携して文化芸術分野の事業を実施することで、市内の交流の活性化を図る | 3 | 調査 | 検討 | 実施 |

施策 5 文化芸術分野の専門家との連携

市内には、文化芸術分野の各種ジャンルにおいて、専門的に活躍されている方がたくさんいます。市民が地元アーティストと交流する機会を増やし、市民の新たな発見や地域の連帯感を育むため、地元のアーティスト達と連携した事業を実施します。

【推進する取組】

【5-5-1】地元アーティストとの連携

| 推進する取組 | 概要 | 進め方の タイプ | 計画目標 | | |
|-----------------|---|-------------|------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 地元アーティストとの連携の充実 | 市内在住の文化芸術分野の専門家である、地元アーティストに協力を仰ぎ、連携して事業を実施する | 1 | 実施 | 実施 | 実施 |

第 5 章 計画の推進に向けて

1. 推進・管理のための体制

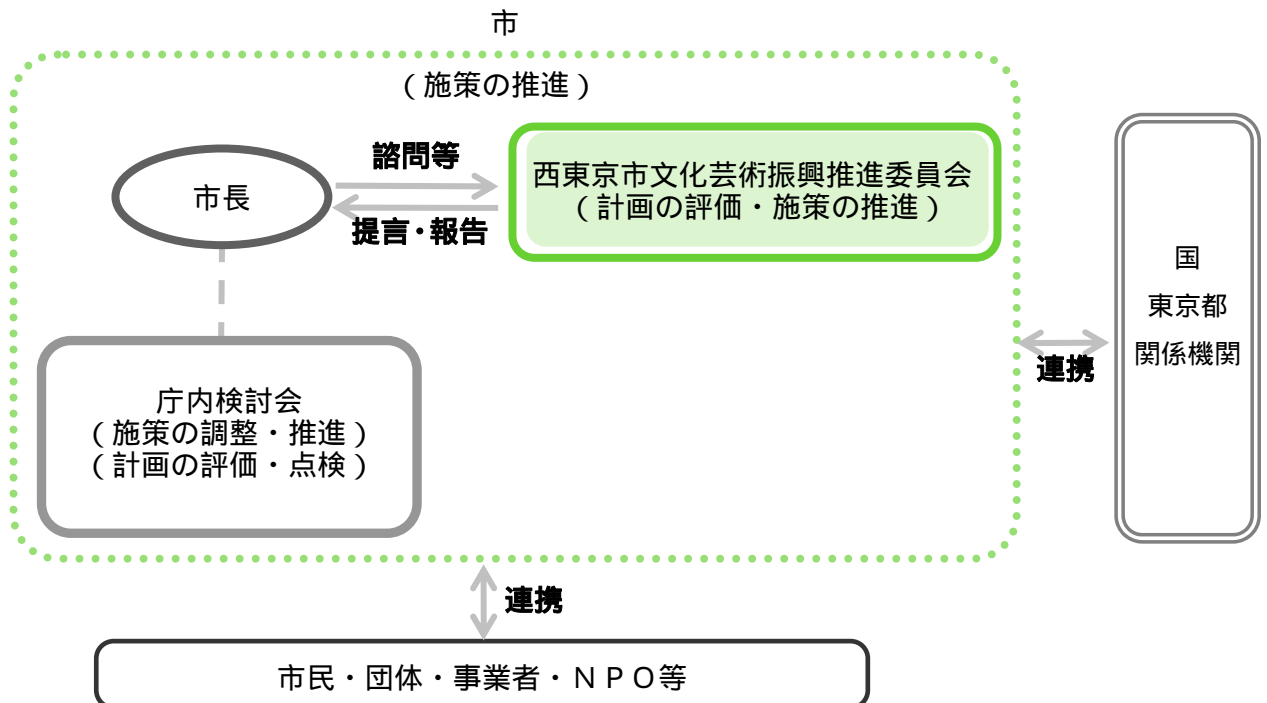
市は、計画推進及び進捗状況の確認のため、以下の組織を位置づけます。

西東京市文化芸術振興推進委員会

- ・ 学識経験者や公募による市民等で構成
- ・ 西東京市文化芸術振興条例に基づく推進機関
- ・ 計画の評価や見直しに関する事、文化芸術の振興施策の推進に関する事について、個人の知識、経験に基づく自由な意見を議論し、市長に対して提言

庁内検討会

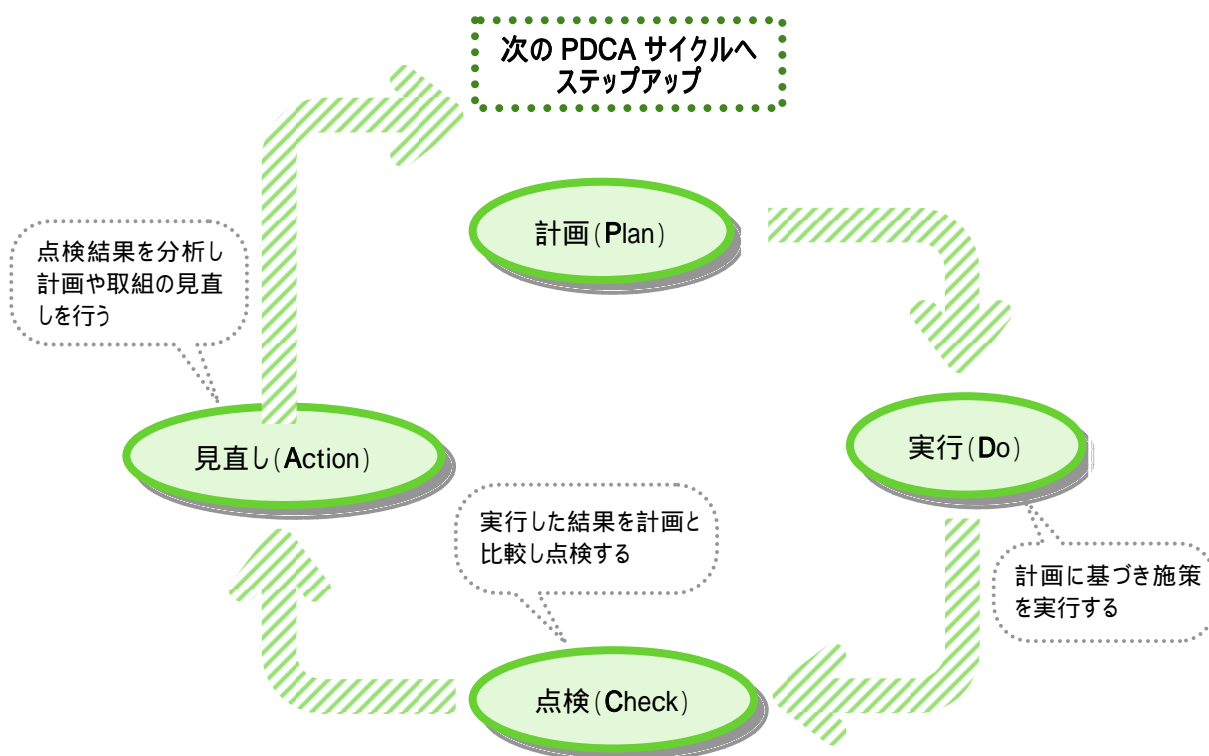
- ・ 市の関連部局の代表により構成
- ・ 行政内での計画の推進組織として、文化芸術に係る施策を調整
- ・ 計画の進捗状況について把握し、その評価、点検



2. 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

市の文化芸術振興施策の推進には、各施策展開について、実効性を確保するための進行管理を行う必要があります。各施策に関して、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、取組の実効性を確保します。



文化芸術振興計画（平成 24～30 年度）

- ・ 7 年間における西東京市の文化芸術を振興するための基本的な計画を定めています。

前期計画（平成 24～25 年度）

- ・ 各施策における「進め方のタイプ」別にその進行を管理（実行・点検・見直し）します。

中期計画（平成 26～28 年度）

- ・ 基本となる計画に、時代の潮流や市民のニーズに合わせて見直しを行った各施策について、「進め方のタイプ」別に進行を管理します。
- ・ 平成 25 年度中に、文化芸術振興推進委員会にて推進する取組の再検討を行いません。

後期計画（平成 29～30 年度）

- ・ 基本となる計画に、時代の潮流や市民のニーズに合わせて見直しを行った各施策について、「進め方のタイプ」別に進行を管理します。
- ・ 平成 28 年度中に、文化芸術振興推進委員会にて推進する取組の再検討を行います。

(2) 進行管理への市民参加の推進

この進行管理をする上で、市民アンケート、電子会議室やワークショップ等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画の進行管理を進めます。

3 . 財源の確保

今後、文化芸術の振興を推進していくためには、継続的な取組を支える安定した財源が必要です。長期的な視点において、文化芸術振興を考えるため、基金の設置等財政基盤の整備を検討します。

また、西東京市における文化政策は、文化芸術の範囲だけでなく、福祉、教育、産業等と連携し、各分野との融合による施策を展開して、財源の確保に努めます。

4 . 国や他機関との連携

西東京市の文化芸術を振興していくためには、国や他地域における地方公共団体や関連機関と連携を図ることが必要です。市内外の様々なネットワークを通じて、双方向で文化芸術を進行するための仕組みづくりに努めます。

資料編

1. 西東京市文化芸術振興計画策定過程

(1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、西東京市（以下「市」という。）における文化及び芸術（以下これらを「文化芸術」という。）の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について必要な事項を検討するため、西東京市文化芸術振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

推進委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例第 6 条第 1 項に規定する文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 文化芸術の振興に関すること。
- (4) 文化芸術の振興施策の推進に関すること。
- (5) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

推進委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 公募による市民 5 人以内

第4 任期

委員の任期は 2 年とし、再任は 3 回までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

推進委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 公開

推進委員会の会議は、原則として公開とする。

第9 謝金

市長は、第 3 に規定する委員が推進委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿

(敬称略、選任区分内で五十音順)

| 選任区分 | 氏名 | 所 属 |
|------|---------|--|
| 学識経験 | 赤 澤 立 三 | 日本大学芸術学部音楽学科非常勤職員 財団法人日本ピアノ教育連盟副理事長 |
| | 朝 井 貴 世 | 西東京市立谷戸小学校主幹教諭 (平成 23 年 7 月から) |
| | 川 原 良 成 | 西東京市立碧山小学校教諭 (平成 23 年 3 月まで) |
| | 清 水 泰 雄 | (株)ジュピターテレコム東京メディアセンター センター長 (平成 23 年 3 月まで) |
| | 高 澤 弘 道 | 保谷こもれびホール アシスタントホールマネジャー |
| | 仲 川 圭 | (株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター制作 グループ アシスタントマネジャー (平成 23 年 7 月から) |
| | 中 平 英 二 | 西東京市民文化祭実行委員長 |
| 公募市民 | 石 原 収 二 | |
| | 鈴 木 親 彦 | |
| | 谷 関 幸 子 | |
| | 西 田 克 彦 | |
| | 古 谷 高 子 | |

委員長 副委員長



平成 23 年 3 月 市長へ提言を提出(委員長、副委員長)

(3) 推進委員会における会議等の経緯

【平成 22 年度～23 年度】

| | | |
|----------------|--------|---|
| 平成 22 年度 | 8月3日 | 第1回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- これまでの条例施行の流れについて (仮称)西東京市文化芸術振興計画の今後の流れ 平成22年度の検討事項及びスケジュール(案)について 市民意向調査について |
| | 9月8日 | 第2回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- 市民意向の把握について 文化芸術振興イベントの企画(案)について 庁内検討部会との連携について (仮称)西東京市文化芸術振興計画の意見交換について |
| | 11月24日 | 第3回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- 市民意向把握の結果報告について 文化芸術振興イベントの企画(案)について 庁内ヒアリングについて (仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言の体系について |
| | 12月13日 | 第4回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- 文化芸術振興イベントの企画(案)について 庁内ヒアリングについて (仮称)西東京市文化芸術振興計画【施策】の体系について (仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言の体系について |
| | 2月1日 | 第5回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- 文化芸術振興イベントについて (仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言について |
| | 3月1日 | 第6回 西東京市文化芸術振興推進委員会 ----- 西東京市アート祭について(報告) 西東京市文化芸術振興計画への提言について |

(4)(仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例(平成21年西東京市条例第32号)第6条第1項に定める文化芸術振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関して、必要な事項について検討するため、(仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

第2 所掌事務

検討会は、基本計画の策定について、次に掲げる事項を調査し、検討するとともに、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本計画の内容
- (2) その他基本計画の策定に係る必要な事項

第3 組織

検討会の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

第4 座長及び副座長

検討会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部社会教育課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

検討会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 検討会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

検討会の庶務は文化振興課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか検討会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

別表(第3関係)

| | | |
|------------|-----------------|-----------|
| 企画部企画政策課長 | 子育て支援部子育て支援課長 | 教育部社会教育課長 |
| 総務部管財課長 | 生活文化スポーツ部文化振興課長 | 教育部公民館長 |
| 市民部健康課長 | 生活文化スポーツ部産業振興課長 | 教育部図書館長 |
| 福祉部高齢者支援課長 | 教育部教育指導課長 | |

(5) 庁内検討会における会議の経緯

| | | |
|--------|--------|--|
| 平成22年度 | 10月18日 | 第1回 (仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 |
| | | 「(仮称)西東京市文化芸術振興計画」に関する経緯と今後の予定について 計画策定における文化及び芸術に関する庁内事業調査について |

(6) 実施調査概要

市民アンケート調査

| | |
|------|-------------------------------------|
| 目的 | 市民の文化行政に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすること |
| 対象 | 18歳以上の市民1,000名(無作為抽出) |
| 調査期間 | 平成22年8月30日～9月21日 |
| 回収数 | 332票 |

活動団体アンケート調査

| | |
|------|--|
| 目的 | 実際に市内で文化芸術に関する活動を行っている団体の現状や意向を把握すること |
| 対象 | 市内公共施設を使用している市民団体(不特定多数) 第10回西東京市民文化祭に参加している市民団体(200団体) |
| 調査期間 | 平成22年9月13日～9月30日 平成22年9月18日～9月30日 |
| 回収数 | 399票 |

活動団体ヒアリング調査

| | |
|------|---------------------------------------|
| 目的 | 実際に市内で文化芸術に関する活動を行っている団体の現状や意向を把握すること |
| 対象 | 活動団体アンケート調査に協力いただいた団体から11団体を選定 |
| 調査期間 | 平成22年10月13日・10月23日 |

子どもアンケート調査

| | |
|------|--|
| 目的 | 市内の子供達の文化芸術活動の状況を把握すること |
| 対象 | 市内の学童クラブのうち8箇所所属する 計343人 市内の公立小学校3校のうち5年生1クラスずつ 計102人 市内の公立中学校3校のうち2年生1クラスずつ 計99人 市内の都立高校3校のうち2年生1クラスずつ 計110人 |
| 調査期間 | 平成22年10月12日～10月25日 |

子どもワークショップ

| | |
|------|---|
| 目的 | 子供達が参加したくなる文化芸術に関するイベントのアイデア等についての意見を把握すること |
| 対象 | 市内の文化芸術活動団体に所属する子供、公募による子供(計36人) |
| 調査期間 | 平成22年11月7日(14時～16時) |

庁内事業調査

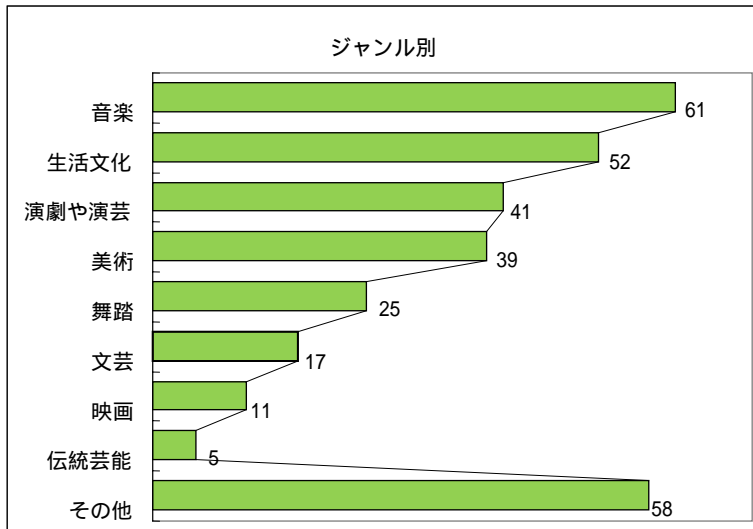
| | |
|------|---|
| 目的 | 文化芸術に関連した事業についての進捗状況や課題を把握すること |
| 対象 | 庁内において文化芸術の内容に関連した事業を実施している課、または手段として文化芸術を取り入れて事業を実施している課(回答した事業課:15) |
| 調査期間 | 平成22年11月1日～12月7日 |

(7) 西東京市で平成 22 年度に実施した文化芸術振興関連事業の概要

平成 22 年度に実施した文化芸術振興関連事業数は 289 あり、各事業についてジャンル・対象者・内容ごとに傾向を整理したところ、以下の図のようになりました。

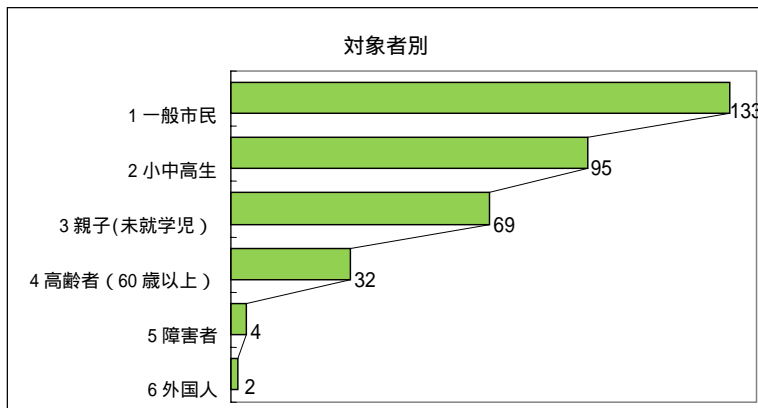
ジャンル別

音楽が最も多く、生活文化、演劇や演芸目的が続いています。



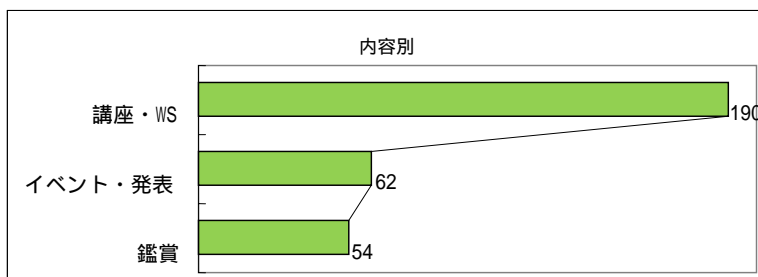
対象者別

一般市民向けが最も多く、次いで小中高校生、親子（未就学児）が続いています。



内容別

講座・ワークショップが最も多く、次いでイベント・発表、鑑賞が続いています。



2 . 関連法規等

(1) 文化芸術振興基本法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

公布：平成13年12月7日法律第148号

施行：平成13年12月7日

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化

芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に

対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図

るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成

及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）によ

る学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その

他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保する

ため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

[2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部改正]

(2) 西東京市文化芸術振興条例

平成 21 年 9 月 29 日
条例第 32 号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。

このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。

私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）の規定に基づき、西東京市（以下「市」という。）における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化

芸術の振興に協力するものとする。

- 2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、第 2 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第 5 条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第 6 条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第 7 条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 文化芸術を享受する機会の充実
- (2) 文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実
- (3) 文化芸術の保存及び継承

- (4) 文化芸術活動の担い手の育成
- (5) 文化芸術活動に係る交流の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

西東京市文化芸術振興計画（素案）

平成 23 年 8 月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1

電話 042-438-4040